



多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度から、一定の年収以下（世帯年収約360万円未満相当）の世帯における多子軽減の拡充を行います。

内容は次のとおりです。

◆**対象となる二人親世帯**
従来の多子軽減における年齢制限を撤廃する。

◆**対象となるひとり親世帯**
従来の多子軽減における年齢制限の撤廃および保育料を第1子は現行の半額、第2子については無償化する。

■対象となる世帯および拡充となる内容は下表の□部分となります。

二人親世帯	年収	教育認定（1号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容
	世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	なし	保護者と生計が同一の子や孫または保育者が監護し、生計が同一の子ども ※同居の必要なし
第2階層（市民税非課税世帯）					
第3階層（所得割課税額77,101円未満）					
世帯年収約360万円以上	第4階層・第5階層（対象外）	3歳から小学校第3学年まで	同一世帯の保護者が監護する子ども	第2子半額 第3子以降無料	
年収	保育認定（2・3号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容	
世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	なし	保護者と生計が同一の子や孫または保育者が監護し、生計が同一の子ども ※同居の必要なし	第2子半額 第3子以降無料
	第2階層（市民税非課税世帯）				
	第3階層（所得割課税額48,600円）				
	第4階層（対象） 48,600円～57,700円未満				
世帯年収約360万円以上	第4階層（対象外） 57,700円～97,000円未満	0歳から小学校就学前まで	同一世帯の保護者が監護する子ども	第2子半額 第3子以降無料	
	第5階層から第8階層（対象外）				

ひとり親世帯	年収	教育認定（1号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容
	世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	なし	保護者と生計が同一の子や孫または保育者が監護し、生計が同一の子ども ※同居の必要なし
第2階層（市民税非課税世帯）					
第3階層（所得割課税額77,101円未満）					
世帯年収約360万円以上	第4階層・第5階層（対象外）	3歳から小学校第3学年まで	同一世帯の保護者が監護する子ども	第2子半額 第3子以降無料	
年収	保育認定（2・3号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容	
世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	なし	保護者と生計が同一の子や孫または保育者が監護し、生計が同一の子ども ※同居の必要なし	第1子半額 第2子以降無料
	第2階層（市民税非課税世帯）				
	第3階層（所得割課税額48,600円）				
	第4階層（対象） 48,600円～77,101円未満				
世帯年収約360万円以上	第4階層（対象外） 77,101円～97,000円未満	0歳から小学校就学前まで	同一世帯の保護者が監護する子ども	第2子半額 第3子以降無料	
	第5階層から第8階層（対象外）				

※対象外の世帯における多子軽減内容については現行のまま変わりありません。

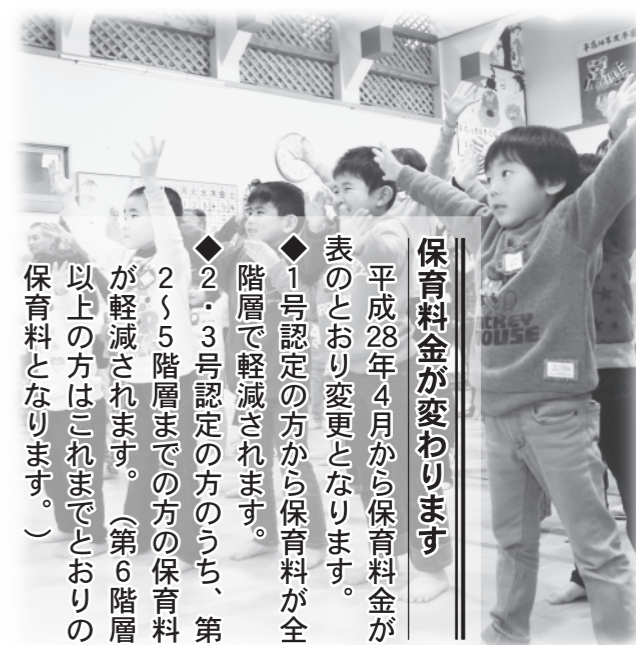
■1号認定（教育認定）

階層区分	市民税所得割額	区分	保育料
第1階層	生活保護世帯	国基準保育料	0
		変更前市保育料	0
		変更後市保育料	0
第2階層	市民税非課税世帯	国基準保育料	9,100
		変更前市保育料	2,300
		変更後市保育料	1,800
第3階層	77,100円以下	国基準保育料	16,100
		変更前市保育料	15,400
		変更後市保育料	9,000
第4階層	211,200円以下	国基準保育料	20,500
		変更前市保育料	19,800
		変更後市保育料	11,000
第5階層	211,201円以上	国基準保育料	25,700
		変更前市保育料	25,000
		変更後市保育料	15,000

■2・3号認定（保育認定）

階層区分	市民税所得割額	区分	標準時間			短時間			
			3歳未満	3歳児	4歳児以上	3歳未満	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護世帯	国基準保育料	0	0	0	0	0	0	
		変更前市保育料	0	0	0	0	0	0	
		変更後市保育料	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市民税非課税世帯	国基準保育料	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000	
		変更前市保育料	6,500	4,500	4,500	6,500	4,500	4,500	
		変更後市保育料	5,400	3,600	3,600	5,400	3,600	3,600	
第3階層		国基準保育料	19,500	16,500	16,500	19,300	16,300	16,300	
		変更前市保育料	13,500	12,000	11,000	13,200	11,700	10,800	
		変更後市保育料	9,200	7,100	7,100	8,800	7,000	6,100	
第3階層の1	市民税課税世帯（均等割のみ）	変更前市保育料	16,500	14,000	14,000	16,200	13,700	13,700	
		変更後市保育料	12,600	10,700	10,700	12,300	10,400	10,400	
		国基準保育料	30,000	27,000	27,000	29,600	26,600	26,600	
第4階層		変更前市保育料	48,600円以上 97,000円未満	20,500	18,500	18,500	20,100	18,100	18,100
		変更後市保育料	16,000	14,100	14,100	15,700	13,700	13,700	
		国基準保育料	73,000円以上 97,000円未満	22,000	20,000	20,000	21,600	19,600	19,600
第4階層の2		変更前市保育料	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100	17,100	
		変更後市保育料	44,500	41,500	41,500	43,900	40,900	40,900	
		国基準保育料	97,000円以上 133,000円未満	26,000	24,500	24,000	25,500	24,000	23,500
第5階層		変更前市保育料	133,000円以上 169,000円未満	24,200	22,200	21,200	23,700	21,700	21,200
		変更後市保育料	31,000	28,000	26,000	30,400	27,500	25,500	
		国基準保育料	169,000円以上 301,000円未満	28,900	26,900	25,000	28,300	26,400	24,400
第5階層の1		変更前市保育料	61,000	58,000	58,000	60,100	57,100	57,100	
		変更後市保育料	32,000	30,000	27,000	31,400	29,400	26,500	
		国基準保育料	301,000円以上 397,000円未満	32,000	30,000	27,000	31,400	29,400	26,500
第6階層		変更前市保育料	80,000	77,000	77,000	78,800	75,800	75,800	
		変更後市保育料	35,500	31,500	28,000	34,800	30,900	27,500	
		国基準保育料	397,000円以上	35,500	31,500	28,000	34,800	30,900	27,500
第7階層		変更前市保育料	104,000	101,000	101,000	102,400	99,400	99,400	
		変更後市保育料	38,500	34,500	28,000	37,800	33,900	27,500	
		国基準保育料	38,500	34,500	28,000	37,800	33,900	27,500	

※市では、保護者の負担を軽減するため、国基準額から下げた徴収額（保育料）としています。



保育料金が変わります

平成28年4月から保育料金が表のとおり変更となります。

◆1号認定の方から保育料が全階層で軽減されます。

◆2・3号認定の方のうち、第2～5階層までの方の保育料が軽減されます。（第6階層以上の方はこれまでどおりの保育料となります。）

保育料および各種助成制度が変わります